

サービックに、「第一事業所の12月及び1月の勤務」 「お客様介助情報共有システムの解明要求」を申し入れる。

11月17日、J R 東海労新幹線関西地本は、サービックに「第一事業所の12月及び1月の勤務」「お客様介助情報共有システム（CAIS）の解明要求」の2件を申し入れました。

【新大阪第一事業所の12月及び1月の勤務について】

第一事業所において、「12月及び1月（特に年末年始12/27～1/8）は多数の臨時列車が計画される見込みから、休みが取りづらい状況となります。休日出勤可能な方は連絡ください」という掲示が掲出されました（お盆8/9～20の期間も同様の掲示を掲出しています）。これは、年休の発給抑制や休日出勤の懲憑であり、看過できないため、以下のように申し入れを行いました。

- ①年休の発給抑制をやめること。
- ②特休の移動をやめること。
- ③休みが取りづらい要員状態を放置せず、会社の責任でにおいて要員を確保すること。

【お客様介助情報共有システム（CAIS）の解明要求】

11月初旬に、第二事業所と京都事業所において、「お客様介助情報システム（CAIS）」なるシステムの試行が突然に実施されました。

お客様介助情報共有システム（CAIS）は、一部の管理者と社員だけが説明を受けていて、ほとんどの社員には何も説明はありません。

お客様介助情報共有システム（CAIS）なるシステムと試行のやり方など多くの問題があるため、以下のように申し入れを行いました。

- ①お客様介助情報共有システム（CAIS）なるシステムは何なのか明らかにすること。
- ②導入時期を明らかにすること。
- ③全社員に対して、お客様介助情報共有システム（CAIS）に関する説明会の実施および資料配布を行うこと。
- ④突然の2日間の試行により、周知されていない現場は大きく混乱し、通常業務に支障が生じている。試行を実施した本社に説明責任がある。本社の見解を明らかにすること。
- ⑤この間、サービックは様々な施策を現場に周知・説明することなく実施している。CAISの導入もJ R 東海からの要請を受けて現場を軽視した上意下達のやり方で強行している。J R 東海からの業務委託の内容も含めて、CAIS導入のメリットを明らかにすること。